

令和4年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和4年7月27日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時56分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	欠席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	欠席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第4 議案第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第23号 別段の面積の設定について</p> <p>日程第6 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>日程第7 専決処分の報告について</p> <p>日程第8 協議事項(実行委員会より実施案について)</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 11 番、12 番にお願いします。

日程第2 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

一昨日に現地を確認してきました。場所は、〇〇の〇〇農園の南側です。40～80cm程度の草で覆われているような状況でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、〇〇内の管理等を行っている法人です。当該申請地は〇〇内に位置しています。9月からの曼珠沙華の開花時期において、〇〇内の駐車場が満車となり、その影響から周辺の道路も渋滞となってしまいます。このことから、申請地において臨時駐車場を開設することで、少しでも渋滞を緩和できるよう計画をしたものです。現地の形状変更をしないことや、過去の許可状況を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われま

す。なお、去年も申請はありましたが、曼珠沙華まつり自体が中止となったことにより臨時駐車場は開設されませんでした。令和元年も申請があり、使用期間満了後は、耕され農地へ復元されています。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、2番、本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

一昨日に現地を確認してきました。場所は、〇〇の管理事務所の東側になります。20cm程度の草が生えているような状況でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は9月からの曼珠沙華の開花時期において、地域活性化のために地元の農産物である花なす、ゆず、唐辛子、玉ねぎ、卵などの販売を予定しており、申請地を店舗用地として一時転用するものです。当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテントの器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われま

議長

参考としまして、今まで、〇〇氏が〇〇付近に店舗用地として申請していましたが、そちらで一緒に働いていた方が申請地を変えて申請をしています。

使用期間満了後、現地を耕し農地へ復元する計画となっています。

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

13番
議長
事務局

続きまして、3番、本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。場所は更地になっていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、市から委託を受けて、平成28年より〇〇〇学童保育室の運営を開始しています。現在、学童保育室は〇〇名の生徒が利用しています。現状、駐車場は3台分しかなく、混雑する時間帯は保護者の方が道路で待機している状況となっているため、近隣の方にも迷惑をかけており、改善するために申請となりました。当初、地目が山林の〇〇-〇の土地について検討しましたが、建設課より、通学路に指定されていることや交通量が多いので開口部を広く設置する必要があること、また、自動車が歩道を横断して多数出入りすることは危険なので認められないとの指導があったとのこと。申請地は、学童の敷地に接しているため利用しやすく、敷地内で車が転回できる広さがあり、出入り口の危険性も低いという理由から選定しており、土地所有者に相談したところ了承も得られたとのこと。申請地では、8台分の駐車場を計画しています。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

9番

続きまして、4番、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認してきました。場所は、〇〇〇〇の道反対になります。申請地は三角形の形をしていて、底辺のあたりには砂利が積んであり、奥に

議 長
事 務 局

は大きい資材も多数置かれていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和3年〇〇月〇〇日付けで除外認可を受けています。

譲受人は、日高市内にて、主に建設機械並びに車両リース業、土木・建築一式工事の設計、施工の請負を行っている事業者です。現在、市内3カ所に車両置場としての駐車場を設けています。一つ目は、〇〇地内の〇〇〇〇の東側にある約11,946㎡の敷地と申請地に隣接する2,386㎡の敷地です。二つ目は、〇〇字〇〇地内で、〇〇通りを〇〇方面から〇〇方面へ向かって直角に曲がるカーブの先の場所にある3,710㎡の敷地です。三つ目は、〇〇地内の〇〇〇〇の東側にある3,967㎡の敷地です。重機を運ぶ大型トラックや大型クレーン車等を扱っているため、重機車両を置く場所が必要とのこと。受注に係る工事現場の進行具合、天候状況によって現場から戻ってこなければならぬ重機が多くなった際には、既存の置場内に置ききれない事態が発生することが予測されるため、早急に置場の確保が必要とのこと。申請地の選定理由としては、既存の敷地の隣であり、土地所有者から承諾が得られたことが一番の理由とのこと。申請地には、22台分の車両置場、作業スペース、クレーン部材等の置場を計画しています。申請地の農地区分は1種農地となりますが、既存敷地の2分の1を超えないものに限り敷地拡張が認められる例外規定に該当します。また、計画目的にも必要性があると思われれます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

9 番

現在、資材がほとんど置かれてしまっているような状況であり、許可前のため、いかがなものかと思えます。

事 務 局

申請地の〇〇-〇に資材が置かれてしまっているということですか。

9 番

はい。申請地に砂利の山と資材が置かれてしまっています。

事 務 局

道からの様子だと、置かれていないように認識していましたが、置いてあるとすると違反ということになります。

1 番

私も、碎石が多く積んであることを確認しています。

12 番

申請地は、元々栗林ではなかったでしょうか。

事 務 局

栗畑の下に碎石が埋まっており、それを掘り起こしたというような話も聞いています。その碎石が積んである可能性もあります。

9 番

元々、こちらの申請地は栗畑にするということで所有権移転されたのではありませんでしたでしょうか。

事 務 局

過去に栗畑に利用するという計画で、〇〇町の方が取得されたのですが、下に産業廃棄物のようなものが出てきてしまい、作付けせずそのままの状態でした。そこに譲受人からの話があり、農業振興地域の除外の手続きから始めています。除外の申請の頃に全部を掘り起こして取り除く作業をしており、量が多かったようでその時はもっと大きな山が中央に積まれていまし

	た。その残りがもしかしたら置かれている可能性があります。いずれにしても、許可前の事前着手となれば農地の状態に戻してもらう必要があります、県のほうにも今の状況は報告することになります。
議長 9番	みなさん、今の話を聞いたうえで、いかがでしょうか。 条件付きで許可相当と判断した場合、とりあえず先に手を付けてしまうという業者が今後出てきてしまう可能性も出てきてしまうのではないのでしょうか。
8番	事前着工と農地から産業廃棄物が出てきてしまったことの何か関連しますか。農地にしようとしたが、産業廃棄物が出てきて農地にできるような状況ではなかったという理屈は通るのでしょうか。
事務局	農地から除去するための行為で出てきたものなのか、申請者が資材として自分で持ってきたものなのかどうかにもよると思われれます。
12番	農地として所有権移転をしたが、産業廃棄物が出てきて農地にできないから、農地転用を許可するという考え方をしているのでしょうか。
委員	原状回復してから許可するという形にしなくては、農業委員会の顔が立たないのではないのでしょうか。今回は、とりあえず原状回復してもらう方がいいと思います。
事務局	農業委員会で、許可もしくは不許可の判断はできないため、農地の状態に是正するという条件を付けて許可相当とするのか、現況で不許可相当とするかのどちらかで進達することになります。
8番	その場合、どのような状態まで戻すことをもって、農地の状態に是正したと判断するのもか大事になってくると思います。農地と考えた場合には、何センチ以上の耕作土が入っていないといけないということもあるのでしょうか。
事務局	事前着工としては、おそらく上に資材が乗っているだけなので、それをどかしてもらえばいいのではないのでしょうか。
委員 10番	私は、農地の見た目に一時的に戻してもらえばいいと考えます。 私も原状復帰はしなくてはならないと考えています。 賃貸借権は何年で申請しているのでしょうか。
事務局 10番	5年で申請されています。 借りる場合、農地に砂利を入れることは問題ないですよ。返す時は農地の状態に戻すことになってくるのでしょうか。 農地転用の手続きがされていれば問題ありません。契約書の中に、原状回復等の記載がされていると思いますのでそちらに従う形になります。
議長 委員	皆さん、委員の意見について、いかがでしょうか。 賛成です。
議長 事務局	不許可相当とする場合、どのような手続きになるのでしょうか。 不許可相当の意見を付して、申請書を県に進達します。許可の判断は、県が行います。
議長	承知しました。それでは、本案件について、不許可相当で異議ございませ

委員
議長

んか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は不許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について

議案第21号農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について審議に入ります。本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

場所は〇〇線を〇〇中学校に向かう途中で、〇〇の工場の向かいになります。草刈りがしてある状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、平成30年の〇〇月の総会で審議し、平成30年〇〇月〇〇日付け指令川農振第〇-〇〇号で許可がされています。

申請人において、許可後に住宅の使い勝手等を考え直し、平家建てから2階建てに変更し、建築会社も変更しました。また、設計上のトラブル等が建築会社との間に発生し計画が滞ってしまったと聞いています。今回、平屋建てから2階建てとなることでの計画変更申請となっています。申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。事業計画の変更について、承認相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第22号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9番

22日、現地を確認してきました。申請地は〇〇牧場に面している場所です。30から50cmほどの草が生えておりました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、有限会社〇〇牧場として、乳牛を80頭飼育しています。年間の農業従事日数は320日です。申請地では、飼料用の作物を栽培借する計画となっています。借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。以前から利用権設定していたものが先月きれてしまったための新規の申請となっています。

ただいま、委員および事務局より説明はありましたが、質疑がありました

議長

らお願いします。

ありません。

委員
議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

日程第 5 議案第 23 号 別段の面積の設定について

議案第 23 号「別段の面積の設定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第 3 条の許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可しないとするものです。県では 50a、北海道では 200a となっており、5 反要件といわれるものです。なお、地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などから、地域の実情に合わない場合には、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準等に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。また、農業委員会において適正な事務が実施されるよう農林水産省より通知が発出されており、農業委員会は毎年、別段の面積の設定及び修正の必要性について、審議することとなっています。

なお、この規定に基づき、平成 21 年 11 月 25 日の農業委員会総会にて、旧高麗村地域について、下限を 30 アールとする議決がされ、同年 12 月 15 日付けで公示されております。

つきましては、今年度の別段の面積の設定について、次のとおり提案いたします。(1)農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用については、方針として、新規の別段の面積の設定及び現行の別段の面積の変更は行わないこととします。理由としては、2020 農林業センサスにおいて、管内で高萩地区、高麗川地区では 50 アール未満、高麗地区では 30 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割以下であるためです。(2)農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用については、方針として、新規の別段の面積の設定及び現行の別段の面積の変更は行わないこととします。理由としては、令和 3 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 6.42%と低い現状であるためです。以上のことから、別段の面積の変更はしないということで提案します。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は、原案のとおり別段の面積の変更は行わないことと決しました。

日程第6 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第24号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

<資料に基づき説明>

議長

ただいま、事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

事前着工しないよう、指導をお願いします。

事務局

承知しました。

議長

事案番号5につきまして、農道を横切るような場所がありますが、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局

道路である場合には、道路管理者との協議はされていると思います。道路敷の占有はしないようにということや、横断時の注意はするように指導はされていると思います。また、既存敷地と計画地に囲まれている農地がありますが、計画地とするための交渉を行いました。が相続中のために計画に入れることができなかったと聞いています。

議長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、案件のとおり意見なしということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は、意見なしと決しました。

日程第7 「専決処分の報告」について

日程第7「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第8号が1件、農地法第5条第1項第7号が4件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

日程第8 協議事項「実行委員会の実施案」について

日程第8協議事項「実行委員会の実施案」について、委員より説明をお願いします。

委員

前回もお示しましたが、実行委員会で相談してきた内容の報告となります。タイトルとしては「日高で援農体験してみませんか?」ということで、市外からも援農したい人を日高に呼び込み、援農体験していただくと考えています。あくまでも紹介になりますので、援農したい方は農家に直接連絡を取っていただくことをイメージしています。資料のような表が HP に乗ってくるようなイメージをしています。ここまでで何か質問がありますでしょうか

委員
委員

なし。

実施における段取り等については資料のとおりです。援農体験を開催したことのない農家への支援体制が、今後の課題となっています。募集人数や昼食、謝礼、保険、参加要件等は任意にしようかと考えています。委員会としては、日高市の農家であればだれでもよいと考えています。周知方法は広報やホームページ等で考えています。ご意見やご質問ありますでしょうか

4番

謝礼の有無ですが、出す農家と出さない農家で差が出ていいものかと感じましたので、検討していただきたいと思います。

委員

ありがとうございます。実行委員会で検討し、総会で回答いたします。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。